

令和5年度「伝統文化親子教室事業（地域展開型）」

令和4年度第二次補正予算事業
「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」

オンライン説明会

開始までしばらくお待ちください。

13:30 開始予定

令和5年度「伝統文化親子教室事業（地域展開型）」

令和4年度第二次補正予算事業
「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」

オンライン説明会

令和5年2月9日

文化庁地域文化創生本部
暮らしの文化・アートグループ

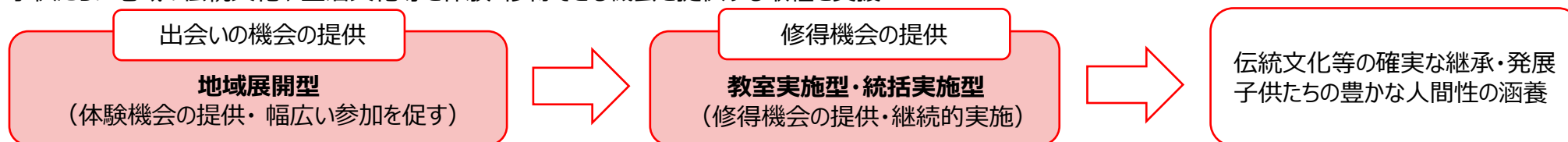
背景・課題

伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養するため、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することが重要である。

文化財保護法改正により、茶道、華道、書道、食文化等の生活文化についても、無形文化財の登録制度の対象となったように、担い手の減少や高齢化等が顕著に表れている生活文化を含めた伝統文化等の継承・発展は喫緊の課題であり、効果的にそれを実現するためには、子供たちに対して早いうちから段階的に体験・修得する機会を提供することが必要である。また、それらを組織的・広域的に提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、地域コミュニティの活性化、親子の触れ合いや地域の多様な人々の社会参画を図ることができる。

事業内容

子供たちに地域の伝統文化や生活文化等を体験・修得できる機会を提供する取組を支援



地域展開型 159百万円 (95百万円)

- ・実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等
- ・事業開始年度：平成30年度

○審査経費等 92百万円 (91百万円)

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

教室実施型 1,040百万円 (1,106百万円)

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・事業開始年度：平成26年度

統括実施型 197百万円 (197百万円)

- ・実施主体：統括団体等
- ・事業開始年度：令和3年度



アウトプット（活動目標）

- 教室実施型：事業実施教室（団体）数 約3,500件
- 統括実施型：事業実施団体（統括団体等）数 15件
- 地域展開型：事業実施地方公共団体数及び実行委員会等団体数 45件

アウトカム（成果目標）

- ・伝統文化等に関する活動等をする人口を一定程度保つ。
- ・教室に参加した児童・生徒及び保護者、教室を実施した指導者の意識が肯定的に変化することを目指す。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域における指導者等の人材を活用するなど、地域の多様な人々の社会参画を促し地域コミュニティの活性化を図ることができる。
- ・子供の頃から伝統文化等に関する活動に触れることで、伝統文化等を確実に継承し発展させるとともに子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることができる。

背景・課題

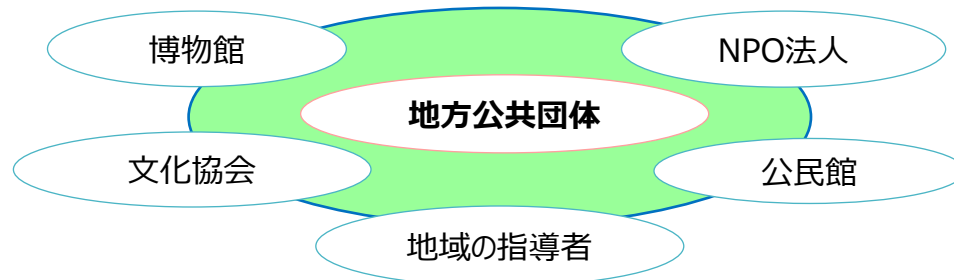
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子供たちが地域に根付いた伝統文化等を体験する場となるイベントや教室等が中止・縮小されており、地域の活力維持が困難な状況となっている。適切な感染対策を行いながら、親子で地域の伝統文化等を体験する機会を早急かつ広域的に提供することで、伝統文化等の継承・発展を通じた地域活性化を実現する。

事業内容

地方公共団体を中心とする実行委員会等を通じて、地域に根付いて活動する団体が実施するイベント等において、適切な感染症対策の下、子供たちが親子で多様な伝統文化・生活文化等を体験・修得する機会を広域的に提供する。

- 実施主体：地方公共団体を中心とした実行委員会等
- 支援内容：子供たちが伝統文化・生活文化等を体験するイベント等の実施

地方公共団体を中心とした実行委員会等



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

中止・延期等を行わずに文化芸術体験機会を提供することによって

- ・コロナ禍からの需要回復を図る。
- ・地域の子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
- ・地域の伝統文化の継承や活性化に資する。
- ・包摂社会の実現に寄与する。



	地域展開型	地域における子供たちの 伝統文化の体験事業
申請件数	<u>1 団体 1 件</u>	
支援対象	地方公共団体 地方公共団体が参画する実行委員会 一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人 特定非営利活動法人	地方公共団体が参画する実行委員会 一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人 特定非営利活動法人 指定管理者

- 実行委員会は地方公共団体が構成団体として参画する、または、地方公共団体の職員が役員等として参画すること
- 法人は地方公共団体と共催等により連携すること

事業の対象期間（契約期間）

令和5年5月以降（予定）～令和6年2月29日

対象分野例

神楽、獅子舞、お囃子、祭り行事、民謡・民舞、和太鼓、能楽・狂言、邦楽、日本舞踊、
伝統工芸、百人一首・カルタ、囲碁、将棋、華道、茶道、書道、武道、和装・礼法、食文化、
郷土料理

対象外

座学のみは対象外

その分野の体験と合わせて実施してしてください。

鑑賞のみは対象外

鑑賞する分野と体験する分野は原則一致させる必要があります。鑑賞の機会を事業に設ける場合、その分野の体験と合わせて実施してしてください。

教員に対する取組のみは対象外

子供たちを対象にした取組と合わせて実施してしてください。

要望額の上限

	通常事業	大規模事業
申請金額	1,500万円上限	4,000万円上限

大規模事業とは

- 全国各地で広域的に行う事業
- 多様な分野を実施する事業
- 多様な場所を実施する事業

参加対象者

小学生、中学生

※上記に加え、保護者、地域住民、教員等の参加も可能

- ・子供たちが伝統文化等に関する基本的な知識等を効率的に修得・体験できる機会（きっかけ作り）を設けること、または教員が伝統文化等について子供たちに効率的に伝えていくための機会を設けること
- ・子供たちが「伝統文化等を継続的に修得したい」という興味・関心を高めるよう工夫をすること
- ・実施する取組が伝統文化等または地域の課題解決に資するような内容とすること
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大防止対策に配慮すること
- ・伝統文化親子教室事業（教室実施型）の実施教室数が少ない地域で実施すること、または伝統文化親子教室（教室実施型）や地域の伝統文化教室への誘導効果を高めるための工夫をすること

参加費について

充当可

本事業の対象となる経費（体験道具購入費等）

参加者へ還元される経費（参加者が持ち帰る記念品等）

充当不可

指導者等への謝金

本事業の対象外、かつ参加者へ還元されない経費（スタッフの弁当代等）

地方公共団体の経費計上について

人件費（会計年度任用職員の賃金）、諸謝金、旅費は、募集案内に記載の単価上限を適用あるいは実施主体の基準、条例等を準用可

一般管理費の計上不可

地方公共団体以外の経費計上について

募集案内に記載の単価上限を適用

一般管理費の計上可

単価基準表、理由書、見積書等について

提案書提出時には不要

採択後の契約締結時及び精算時に必要となるため、早期の事業実施（契約締結）を希望する場合、事前に準備することが望ましい。

各種謝金の違いについて

	対象	上限金額
出演謝金	技芸の披露、出演、演奏等	申請団体の提出する単価基準表等の根拠書類に準拠
講演謝金	専門的なテーマについての解説・講座等	11,510円／時間
外部指導者謝金	団体の構成員以外による指導	5,200円／時間
内部指導者謝金	団体の構成員による指導	1,072円／時間
〇〇協力謝金	用具運搬、会場整理、資料作成、会議出席等	1,072円／時間

対象外

再委託費

90%以上の外部への再委託

一般管理費

地方公共団体の一般管理費

旅費

ガソリン代、タクシー代、駐車場代

参加者が持ち帰る記念品

トロフィー、配布した手ぬぐい等

※陶芸体験の陶磁器、藍染体験の手ぬぐい等、事業により作成した成果物は対象

証憑書類の差出人と宛名が同一である等、透明性を確保できない経費

「伝統文化親子教室事業（地域展開型）」及び 「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」準備事務局

（株式会社KNTビジネスクリエイト内）

TEL 0570-064-825 E-mail kbc-taiken@gp.knt.co.jp

対応時間 平日 10時～17時

（土・日・祝日を除く。土・日・祝日に受信したメールは翌営業日以降の返信となります。）

企画提案書の提出期限

令和5年2月27日（月）17時必着

ご清聴ありがとうございました。



文化庁地域文化創生本部
暮らしの文化・アートグループ